

平成30年度

山形県 屋外広告物講習会 開催要項(HP用)

屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得していただくため、平成30年度山形県屋外広告物講習会を下記により開催いたします。

山形県内で屋外広告業を営む場合には、山形県屋外広告物条例第21条の規定により、知事の登録を受けるとともに、条例第23条の規定により、営業所ごとに業務主任者を選任しなければならないことになっています。この講習会修了者は、業務主任者に認定されますので、修了者のいない事業者の方は、是非受講してください。

また、山形県屋外広告物条例等が一部改正され、屋外広告物の点検が義務化されました(平成30年10月1日施行)。点検は有資格者が行う必要があり、下記の有資格者はこの講習会を受講することにより、点検を行う資格を得ることができますので、是非受講してください。

<当該講習会を受講することにより点検を行う資格を得ることができる者>

一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、特殊電気工事資格者

1 開催日 平成30年9月12日(水)及び9月13日(木)

2 開催場所 一般社団法人山形県測量設計業協会 2階会議室
(山形市あさひ町23番69号)

3 講習科目及び日程

月日	時間	内容
9月12日 (水)	9:00~9:30	受付
	9:30~9:45	開講式
	9:50~12:00	屋外広告物に関する法令について(屋外広告物法、山形県屋外広告物条例①)
	13:00~13:50	都市計画法について
	14:00~14:50	建築基準法について
	15:00~16:30	広告物の施工に関する事項について
9月13日 (木)	9:00~9:50	景観法について
	10:00~10:50	道路法について
	11:00~12:00	屋外広告物条例について②
	13:00~14:50	広告物の表示方法に関する事項について
	15:00~16:00	屋外広告物の安全管理について
	16:05~16:20	閉講式

- 4 受講手数料 4,000 円
- 5 申込方法 受講申込書（様式第 16 号）に必要事項を記入し、4,000 円分の山形県収入証紙を貼付のうえ下記までお申し込みください。
 <申込先> 〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号
 山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり担当
- 6 申込期限 平成 30 年 8 月 21 日(火)（郵送の場合は、当日消印有効）

7 申込上の注意

- 1) 受講申込書受理後の取消・変更等はできませんので、送付前に確認をお願いします。
- 2) 次の各号に該当する場合は一部講習科目が免除されます。免除を受けようとする方は、講習の一部免除承認申請書（様式第 17 号）を受講申込書と一緒に提出し、承認を受けてください。

講習科目の一部を免除する者	免除する科目
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者	広告物の施工に関する事項
電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 3 条に規定する電気工事士の資格を有する者	
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 54 条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者	
職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの	

8 申請書等の入手方法

- (1) 県のホームページからダウンロード。
 - ・ 受講申込書（様式第 16 号）
 - ・ 講習の一部免除承認申請書（様式第 17 号）

◇ 「やまがたの屋外広告物」を検索

ホームページアドレス：

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180032/okugaikoukokubutu/kousyuukai/kousyuukai30.html>

- (2) 下記 9 問合せ先に、電話等により御連絡くだされば送付いたします。

9 問合せ先

山形県県土整備部県土利用政策課 景観・地域づくり担当

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

TEL 023-630-2581

FAX 023-630-2582

10 山形県証紙入手方法

山形県証紙の取扱業者は、県ホームページ（会計局会計課）を参照してください。

◇「山形県証紙」で検索、もしくは、ホームページアドレス

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kaikei/480001/kensyoushi/publicdocument200607063331202722.html>

11 その他

(1) 受講申込書を受理した後、受講に際しての留意事項及び会場への案内図を受講者に送付いたします（送付は受講申込締切後を予定しております）

(2) テキストとして、「屋外広告の知識」を使用しますので、持参ください。

（ぎょうせい刊「屋外広告の知識」第4次改訂版：「法令編」税込2,400円、「デザイン編」税込2,000円、「設計・施工編」税込2,600円）

なお、テキストは会場でも販売いたします（若干、割引になります）。

(3) 県外のため、山形県収入証紙を購入できない場合は、下記により現金書留で山形県庁内売店から購入することができます。（TEL 023-630-3011・3937 FAX 023-634-5058）

〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号

山形県庁内購買部（県庁内郵便局留）あて

（「山形県収入証紙 4,000円分購入希望」と明記。返信用封筒を同封してください。）